

# 泉大津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉大津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱(平成20年制定。以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(事前協議時の必要書類)

第2条 要綱第6条に規定する協議をしようとするものは、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し(同法第12条第7項に規定する台帳に、同法第6条第1項に規定する建築主事の確認を受けていることが記載されている場合を除く。)
- (2) 建物現況図(付近見取り図・配置図・平面図)
- (3) 補助対象建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書
- (4) 補助対象建築物の耐震改修計画がわかる図書
- (5) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第7条に規定する補助金の交付申請は木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震改修技術者であることを証する書類
- (2) 耐震改修工事見積明細書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもの)
- (3) 耐震改修工事工程表
- (4) 補助対象建築物の全部事項証明書又はその写し
- (5) 補助対象建築物の所有者の直近の市町村民税課税証明書等
- (6) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修実施に係る決議書
- (7) 補助対象建築物の所有者と占有者(居住者)が異なる場合は、占有者(居住者)からの耐震改修に係る同意書(区分所有建物を除く。)
- (8) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書(区分所有建物を除く。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(決定及び不交付決定の通知)

第4条 要綱第8条第1項に規定する補助金の交付決定の通知は、木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 要綱第8条第2項に規定する補助金を交付しない旨の通知は、木造住宅耐震改修補助金を不交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(着手届の提出)

第5条 要綱第9条に規定する耐震改修事業着手の届出は、木造住宅耐震改修工事着手届(様式第5号)により行うものとする。

(工事の変更及び中止の手続)

第6条 要綱第10条第1項に規定する変更の承認申請は、木造住宅耐震改修工事変更等届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 要綱第10条第1項に規定する耐震改修工事の中止の届出は、木造住宅耐震改修工事変更等届（様式第6号）より行うものとする。

3 市長は、要綱第10条第2項の規定による承認をしたときは、木造住宅耐震改修変更承認通知書兼耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。  
（中間検査申請時の必要書類）

第7条 要綱第11条第1項に規定する中間検査の申請は、木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書（様式第9号）
- (2) 使用金物及び木材の出荷伝票
- (3) 連続繊維補強材の出荷伝票（使用する場合に限り。）
- (4) 改修工事写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第11条第3項に規定する中間検査合格書の交付は、木造住宅耐震改修工事中間検査合格証（様式第10号）により行うものとする。

（完了実績報告時の必要書類）

第8条 要綱第12条に規定する報告は、木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書
- (2) 中間検査合格証の写し（要綱第11条の規定により市長が工程を指定したものに限り。）
- (3) 改修工事写真
- (4) 耐震改修工事費用に係る請求書の写し
- (5) 耐震改修工事費用に係る明細書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 要綱第13条に規定する補助金の額の確定の通知は、木造住宅耐震改修補助金交付確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補助金請求時の必要書類）

第10条 要綱第14条に規定する補助金の請求に当っては、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第13号）に耐震改修工事費用の支払に係る領収書の写しを添付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第11条 市長は、要綱第16条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 要綱第17条の規定による補助金の返還命令は、木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第15号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。